

2018年1月12日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」に関連する
3つのアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」に関連する次の3つのIFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）のIFRICアップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
 - (1) 不動産契約における収益認識（2017年9月公表）
 - (2) 土地の移転を含んだ不動産契約における収益認識（2017年11月公表）
 - (3) 現在までに完了した履行に対する支払を受ける権利（2017年11月公表）
2. 我々は、上記3つのアジェンダ決定案に関するIFRS-ICの見解について違和感がないものの、これらで取り扱われているような特定の事例を取り上げてアジェンダ決定案を公表している点、及びアジェンダ決定案の記載内容について懸念がある。

(IFRS-IC で取り扱う論点の明確化)

3. IFRS 第15号に関連する上記3つの論点については、特定の事例についてIFRS 第15号の原則及び要求事項をどのように適用するかについての検討の過程及び解釈を示したものである。アジェンダ決定案に記載のとおり、個々の事例の判断にあたっては、IFRS 第15号の原則及び要求事項により十分な基礎が提供されていると考えられる。
4. IASB は、事実及び状況に応じて会計基準を適用する例をウェブキャストという形でも示している。ウェブキャストもアジェンダ決定案も規範性がないものであるが、前者はデュー・プロセスを全く経ていないのに対し、後者は短期間とはいえコメント期間を設けている。ここで、どのような論点がウェブキャストに取り上げられ、どのような論点がアジェンダ決定案に取り上げられるのかは、必ずしも明確ではないため、その選別プロセスを明確にすることが望まれる。

(アジェンダ決定案の記載について)

5. IASB 又は IFRS-IC は、企業が、企業固有の事実及び状況を分析して、IFRS 第 15 号の原則及び要求事項を適用する最善の方法を決定することを促進すべきであると考えている。これらのアジェンダ決定案で示された詳細な分析については、事実が少し異なるだけでも結論が異なる可能性がある。我々は、十分な検討を経ずにアジェンダ決定の解釈が類推適用され得る可能性が生じることについて、懸念を持っている。
6. IFRS-IC の議論において、基準設定のアジェンダに含めるべきとしたものについては、詳細な分析が必要であると考えられる一方で、アジェンダに追加しないと判断したものについては、アジェンダに取り上げないと結論付けた過程を示すことをアジェンダ決定公表の主目的とすべきであり、今回のアジェンダ決定案のように、会計基準の原則及び要求事項を丁寧に適用すれば会計処理が可能であり、既存の会計基準を補足する必要がないと判断される場合には、その旨をアジェンダ決定において示すことで十分なのではないかと考えられる。
7. IFRS 第 15 号をどのように適用すべきかに関する詳細な分析は、教育文書（ウェブキャストを含む。）として扱うか、又は類似の論点について、明確化して欲しいとの要望が多く聞かれていると判断される場合には、今後の年次改善等において、IFRS 第 15 号の記載を見直すことも検討すべきである。
8. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長